

下関市視察報告書

委員名： 愛敬 重之

視察先：山口県 下関市

視察日時：平成 25 年 10 月 9 日

午後 1 時 00 分 ～

午後 3 時 15 分

【 視察事項 下関市立学校 適正規模・適正配置基本計画 】

適正規模・適正配置の基本的な考え方

第 1 節 1 学級当たりの児童・生徒数

(1) 単式学級

市立小・中学校の設置者は市ですが、配置される教職員は、県の採用する職員で、配置等の人事権も県に属します。教職員をどのように配置するかは、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」に規定されていますが、**小・中学校の同学年で編成する 1 学級当たりの児童・生徒数の基準は、ともに 40 人を標準として都道府県の教育委員会が定めることになっています。**

山口県では、「公立小学校及び中学校の学級編成並びに教職員配置基準」において、同学年で編成する 1 学級当たりの児童・生徒数は、小学 1 年生から 6 年生までが 40 人、中学生 1 年生については 35 人、2・3 年生は 40 人と定めていますが、市町教育委員会と協議し、小学 1・2 年生（平成 21 年度より全学級）および中学 2・3 年生を 35 人以下の学級編成とする独自の弾力化事業を実施しています。

学級編成のあり方、1 学級当たりの人数については、国や山口県の制度の根本的な見直しに及ぶものであり、検討委員会および説明会などでも様々な意見がありましたが、現状では、市単独で 1 学級当たりの人数の上限を引き下げることが、教員配置と密接な関係があるため難しいことから、基本計画では、

●山口県の基準にならって小学 1・2 年生 35 人、小学 3～6 年生 40 人、中学校 35 人をそれぞれ上限とします。

なお、今後、県教育委員会において 1 学級当たりの児童・生徒数の基準の変更が行われれば、適宜、本計画の見直しを行います。

(2) 複式学級

複式学級は、学年ごとに学級を編成するのではなく、2 つの異なる学年で 1 学級を構成する学級編成のことです。「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」によって、小・中学校それぞれにおいて、編制の際の基準が示されています。

また、山口県においては、複式をなるべく解消する目的で特例措置が設けられています。

第 2 節 適正な規模の考え方

学校の規模については、「学校教育法施行規則」第 41 条および第 79 条において、小・中学校とも 12 学級以上 18 学級以下を標準としながら、地域の実態その他により特別な事情がある場合はこの限りではないと定めています。なお、ここでいう「学級」とは、特別支援学級を含まない通常の学級をいいます。

学校規模	過小規模	小規模	適正規模		大規模	過大規模
				学校統廃合の 場合の許容範囲		
通常学級数	1～5	6～11	12～18	19～24	25～30	31 以上

また、「義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令」第 4 条においても、適正な学校規模の条件をおおむね 12 学級から 18 学級としており、さらに 5 学級以下の学校と 12 学級から 18 学級までの学校とを統合する場合は、24 学級までを適正な学校規模として国庫補助を行うこととなっています。

検討委員会において、小・中学校の適正規模の範囲を検討する中では、下関市の学校規模の現状、地域の地理・歴史・文化的な背景、学校規模のメリット、デメリットなどを踏まえ幅広い観点から意見交換が行われ、子どもたちへより良い教育環境を提供できる学級数として、小・中学校とも 12 学級以上



第3節 適正な配置の考え方

(1) 適正な配置を考える上での留意点

- i) 児童・生徒の登下校の安全確保を最優先に考えます。
- ii) 小学校の統合の場合は、小・中学校の連携を重視し、同一の中学校区での統合を基本とします。
- iii) 基本的に、既存の学校施設を活用します。
- iv) 学校位置については、敷地面積や施設の規模、損耗の程度、学校の沿革などを考慮することとします。

(2) 通学距離

通学距離を定義した法令としては、「義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令」第4条において、小学校および中学校を適正な規模にするために統合を行う場合の国庫負担の条件として、通学距離が、小学校でおおむね4 km以内、中学校でおおむね6 km以内とした指標があります。

広大な市域をもつ下関市の地理的な条件から、現在、遠距離通学をしている児童・生徒がいるところですが、基本計画における適正な通学距離の定義は、基本的に法令などに準拠することとします。

●適正な通学距離【小学校】おおむね4 km以内【中学校】おおむね6 km以内

また、下関市では、「下関市立小・中学校児童生徒遠距離通学援助費交付要綱」に基づいて、片道4 km以上の児童、6 km以上の生徒を対象に、通学援助費をその保護者に交付しています。

しかしながら、地域によっては、交通量が多い幹線道路や歩道が十分でない道路、街灯などの少ない道を通学している現状から、遠距離通学援助費の基準の見直しなどの検討を行います。

(3) 適正な通学所要時間

前述したとおり、現在すでに適正な通学距離を超える学校も実在しており、児童・生徒の通学に係る負担をできる限り軽減するべきとの観点から、通学に要する時間は、おおむね1時間以内が望ましいと考えます。路線バスや鉄道などの公共交通機関の利用による通学が難しい地域については、スクールバスを運行するなどして、1時間以内での通学ができることを基本とします。

第4節 適正規模・適正配置の手法

学校の適正規模・適正配置を確保するための手法としては、通学区域の変更と学校の統合の2つの手法が考えられます。

(1) 通学区域の変更

通学区域の変更は、検討対象校とその隣接校の学校規模の平準化を図る手法であり、小規模校と大規模校が隣接している場合に有効とされています。

地域における様々な活動は、学校を拠点として通学区域を単位に行われてきた経緯があり、通学区域の一部を他校の通学区域に変更するという事は、複数の通学区域を一つにすることに比べ長きにわたって形成されてきた地域コミュニティに大きな影響を及ぼしかねないため、通学区域の修正は、最小限度にとどめるべきであると考えています。

学校の統合を行う中で、通学区域と自治会エリアとの間に不整合がある場合や、隣接する学校の方が通学距離が短くなる場合の指定校変更など、必要に応じて、保護者や地域住民のご意見を聞きながら、柔軟に対応していきます。

さらに、学校の教育力を最大限に発揮するためには、地域社会の支援と学校、家庭、地域社会が相互に密接な連携を図ることが必要です。学校の適正規模・適正配置を契機に、学校を単位として地域コミュニティの基本となる自治会組織の編成の見直しについて関係部局と競技し、取り組みます。

(2) 学校の統廃合

学校の統廃合は、小規模な学校が複数隣接している場合に有効とされています。

本市の場合は、小規模な学校が多く、しかも隣接しているため、統合によって適正規模化を図りつつ、併せて通学区域の見直しにも取り組み、一定規模の学校を確保していくことを基本とします。

適正規模・適正配置の具体的方策

第1節 適正規模・適正配置の検討対象校

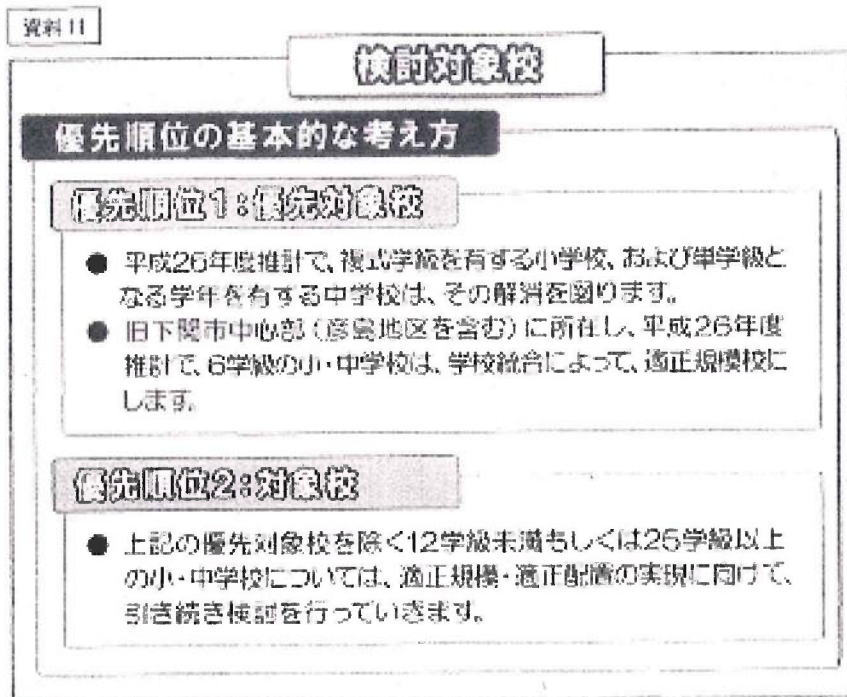
(1) 検討対象校

学校再編・統合は、下関市の教育行政上、速やかに取り組むべき課題であると同時に、地域にとっても避けて通れない現実的な問題です。

このため、基本計画において、市立学校の適正規模・適正配置の基本的考え方とその具体的な方策を

示すこととします。本計画では、現在の学校の状況、通学距離や通学の安全などを考え、下記の資料 11 のとおり、検討対象校の中でも、特に優先すべき学校を優先対象校と位置付けます。

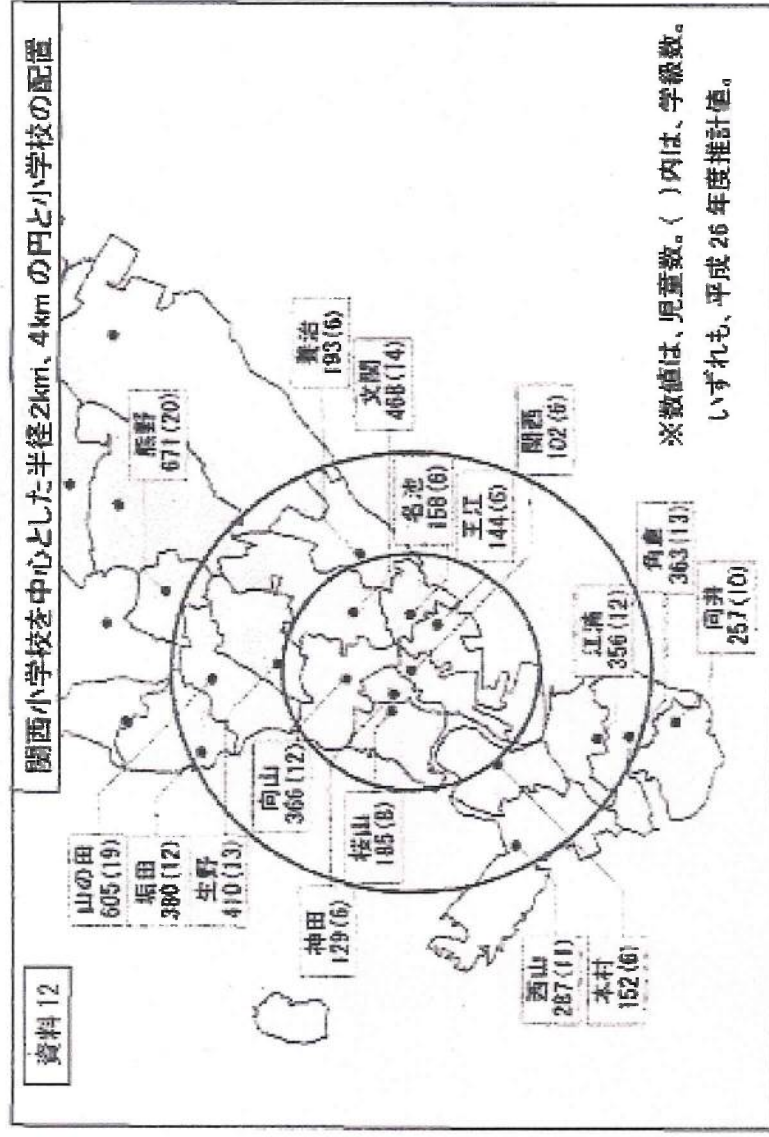
なお、蓋井小学校については、基本計画においては検討対象校から外します。



(2) 優先順位の基準の考え方

- ①小学校の6学級未満の学校とは、複式学級を有する学校です。複式学級では、2つ以上の学年で1つの学級が編制されるため、1時限（45分）のうち、担任が一方の学年は自分たちで学習を進めていく必要があります。自主的な学習習慣が身につく一方で、各学年に時間を分配せざる得ないことから、十分にきめ細かい指導を行っていくことが難しいという問題があります。現在、複式学級を有する学校では、教職員と児童が保護者や地域の方々の協力の下で創意工夫をして教育が行われていますが、小規模な学校の良さを大切にしながら、一定規模の学校の持つ良さも取り込んで、より良い教育環境を整備していくため、まず複式学級の解消を図ることを優先することとします。
 - ②6学級未満の中学では、**クラス替えを通じていろいろな友達と出会い、お互いが切磋琢磨しながら高め合えるような一定の規模の集団で生活させることが必要です。また、部活動の選択肢を増やすことは、中学校生活に活力を与える効果的な方法の一つであり、部活動を通じてより豊かな人間性や社会性を身につけることができます。**
 - ③旧下関市中心部では、下記の資料 12 のように、**関西小学校を中心に半径4 kmの円を描くと14校、半径2 kmでは6校もの小学校がその範囲に含まれます。狭い範囲に学校が集中している上に、少子化の影響などで学校の小規模化が顕著です。活力と魅力のある学校づくりを進めるためには、答申にも示されているとおり旧下関市中心部に所在する学校の中で、より小規模化が進んでいる学校については優先的に学校規模の適正化を図っていきます。**
 - ④**中学校においても、旧下関市中心部は狭い範囲に多くの学校が集中しています。**また、中学校は教科担任制であり、教科ごとに教える教員が変わります。教員の配置は、「公立方学校及び中学校の学級編制並びに教職員配置基準」によって決まっており、資料 13 に示すとおり、学級数によって配置される教職員の人数が変わってきます。7学級以上の規模があれば、全教科に少なくとも1人以上の専任の教職員が配置され、より専門性の高い授業を受けることができます。従って、旧下関市中心部にある中学生については、6学級を優先対象校の基準とします。
- 下記の資料 13 のように、中学校では、7学級あると、全教科に専任の教員が配置され、より専門性の高い授業が展開できます。適正規模のラインとなる12学級以上では、授業時数の多い英語・数学、国語の主要教科に各学年1人となる3人の教職員が配置され、さらに組織的な教科経営や指導を行うこ

とができます。



資料13 山口県教育委員会の定める中学校の教職員配置基準

学級数	教員数	標準的な科目担任教員配置例(※1)										計	
		国語	社会	数学	理科	英語	音楽	美術	体育	技術	家庭		
3学級	7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	7
4学級	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8
5学級	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9
6学級	10	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
7学級	12	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	12
8学級	13	2	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	13
9学級	15	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	15
10学級	16	2	2	2	2	2	1	1	2	1	1	1	16
11学級	18	3	2	3	2	2	1	1	2	1	1	1	18
12学級	19	3	2	3	2	3	1	1	2	1	1	1	19
13学級	20	3	3	3	2	3	1	2	2	1	1	1	20
14学級	22	3	3	3	3	3	1	1	3	1	1	1	22
15学級	23	4	3	3	3	3	2	1	3	1	1	1	23
16学級	25	4	3	4	3	4	1	1	3	1	1	1	25
17学級	27	4	4	4	4	4	1	1	3	1	1	1	27
18学級	28	4	4	4	4	4	1	1	4	1	1	1	28
19学級	30	5	4	4	4	4	2	1	4	1	1	1	30
20学級	31	5	4	4	4	4	2	2	4	1	1	1	31
21学級	33	5	4	5	4	5	2	2	4	1	1	1	33
22学級	34	5	4	5	5	5	2	2	4	1	1	1	34
23学級	36	6	5	5	5	5	2	2	4	1	1	1	36
24学級	37	6	5	5	5	5	2	2	5	1	1	1	37

※教員数は、教諭、教諭助、教諭、講師、非常勤講師を除く人数であり、校長は含まれません。
※上記のほか、学校の定員に応じて教員が追加される場合があります。

例) 大規模校への配置、少人数指導等を行う学校への追加、学習指導等に
対応して特別支援を行う学校への追加など

※※※は、標準的な科目担任教員配置人数を例示的に示したものであり、各学校の
実情に応じて異なる場合があります。

第2節 適正規模・適正配置の検討手法と組み合わせ

(1) 統合の組み合わせ

前節の検討対象校の条件に当てはめたときに、本基本計画において学校の統廃合を進める統合パターンは下記の資料の資料14のとおりです。

基本的には、検討委員会から示された答申の内容を尊重していますが、最新の推計値を基に、地元説明会等を通じて保護者・地域の方々から様々な意見をいただき、教育委員会で検討・協議をした結果、小学校54校を37校へ、中学校23校を19校へ、計77校を56校へ再編・統合することを目指します。

資料14 基本計画において統廃合を進める統合パターン			
小学校		中学校	
統合校1	美治 文閑	統合校7※	鹿野 豊田中 西市 三豊
統合校2※	名池 王江	統合校8	小早 宇賀
統合校3※	関西 桜山 神田	統合校9	二見 栗野 滝部 田耕
統合校4	本村 西山	統合校10	神玉 角島 神田(豊) 阿川
統合校5※	關山 内日		
統合校6	吉見 吉母		
			統合校11 日新 名慶
			統合校12 向洋 文洋
			統合校13 關山 内日
			統合校14 豊田東 豊田西

学校名 は統合校の学校位置。

※の付いた統合校は、同一地区で中学校の統合も予定されている小学校であり、かつ小・中学校いずれも廃校となる予定の地区です。この場合、原則として中学校の統廃合を優先することと

します。ただし、地元の要望があれば、小学校の統廃合も並行して行うものとします。

義務教育の9年間は、社会に出て生きていくための力を身につける重要な時期です。中でも中学校の3年間は、高等学校進学に向けて、大きな集団の中で生活できる力を身につけ、多くの友達と交わり、人間関係を広げることのできる環境を整えていくことが、小学校よりさらに求められます。また、多様な学習環境に柔軟に対応できるようにするため、一定の規模が必要であり、小学校より中学校の統廃合を優先します。

なお、資料10「平成26年度 学級数別の学校数と児童・生徒数」を見ていただくと、旧市周辺部にある木屋川中学校と吉見中学校については、6学級未満であり優先対象校に該当していることが分かります。しかし、木屋川中学校の場合は、玉喜小学校の児童が平成24年度の141人から平成26年度には157人と増加傾向にあること、また吉見中学校の場合も吉見小学校の児童が、同じく181人から198人への増加傾向にあることから、当面は経過観察とします。

第3節 検討に当たっての配慮事項

(1) 小・中学校の連携

「中学校に入学後、勉強の内容や生活の変化に順応できず、学校生活に適応できなくなる」という、いわゆる「中1ギャップ」への対応が急務の課題です。

その対応策の一つとして、下関市では、現在各小・中学校間において教職員の交流や合同行事の実施など、さまざまな連携が行われているところですが、小・中学校間の学校位置により、連携の取り組みに大なり小なりの違いがあるところです。

本計画を進める中で、統合後の学校位置の検討にあたっては、小・中学校の連携を視野に入れたものにしなければなりません。さらに、統合校における教育課程についても、連携の色合いを盛り込んだものにしていく必要があります。また、年々、小学校から中学校への滑らかな移行の重要性が叫ばれる中、下関市においても、本計画の実施を契機に小・中学校の連携から一歩踏み込んだ「小中一貫教育」の実現に向けて、調査・研究を行っていきます。

そのためにも、今後、各地域において、小中一貫教育システムや形態（連携型、校舎一体型）について活発な協議を期待しています。

(2) 地域に開かれた学校づくり

学校運営が地域の支えによって成り立っていることは言うまでもありません。これまでの学校評議員制を一層充実させるとともに、全国各地で展開されているコミュニティスクール制度の導入を視野に入れた発想も必要です。

適正規模・適正配置を進めるに当たっては、地元の声をしっかりと受け止めながら、「地域に開かれた信頼される学校づくり」を目指して取り組んでいきます。

(3) 施設整備

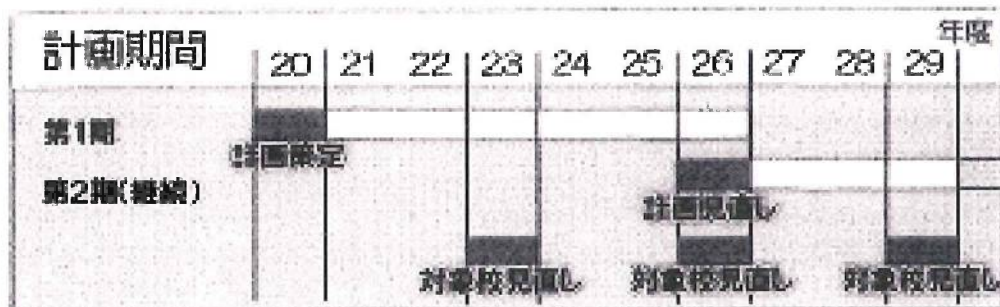
教育委員会では、平成19年3月に「下関市立小・中学校耐震化計画」を策定しました。この計画は、阪神・淡路大震災以来、福岡県西方沖地震、新潟県中越地震など、これまで地震の発生が少ないとされてきた地域においても地震が頻発しており、防災拠点としての学校の役割とそこで生活する子どもたちの安全確保の重要性の観点から策定したものであり、多くの児童・生徒が1日の大半を過ごす学校の耐震化は、遅滞なく取り組んでいかなければならない事業です。

子どもたちが安全で安心して過ごす学校施設を第一と考え、大規模地震の際に倒壊の危機が高いとされるI s値（耐震構造指標）0.3未満の学校については、国に方針に添って優先的に取り組んでいきます。

実施スケジュール

第1節 計画期間

本計画の計画期間は、平成21年度から平成26年度の6年間とし、地元の合意が得られた統合パターンから順次、学校の再編・統合を進め、計画期間内に、優先対象校の統合を実現することを目標とします。



住民基本台帳などの統計数値から将来の小・中学校の児童・生徒数を推計するとき、平成20年度においては、最長で平成26年度まで推計が可能です。また、学校の再編・統合は、今後のまちづくりに深く関連することであり、市のマスタープランである「下関市総合計画」（計画期間は、平成19年度から26年度まで）と整合性を保つことが必要です。そのため、本計画の計画期間を平成26年度までとした。

なお、計画期間内に、国や県の基準などが改正もしくは変更された場合は、適宜、見直しを行うこととし、また検討対象校については最新の推計値などを参考にして、3年目ごとに見直しを行います。

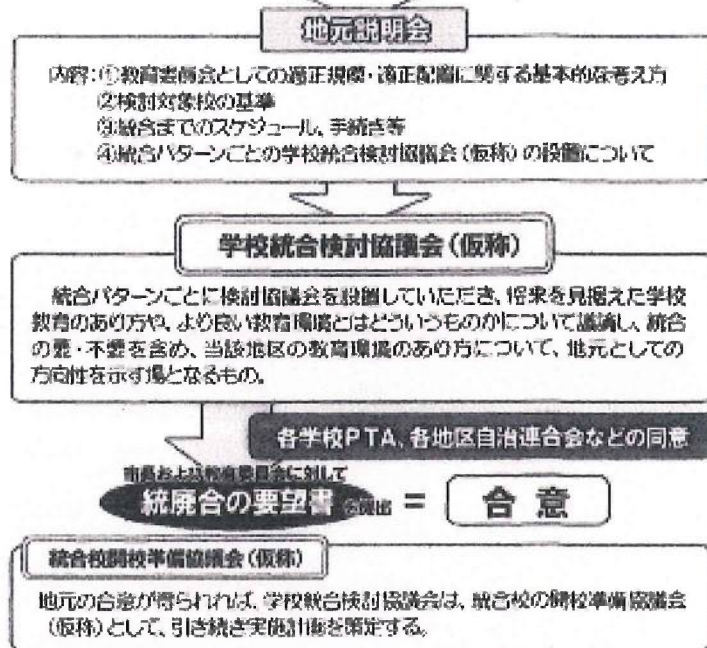
また、平成27年度以降も、適正規模・適正配置の基本的な考え方は堅持し、引き続き、事業に取り組んでいくものとします。

第2節 実施の流れ

今後の学校再編・統合に係る作業・手続きは、資料15に示すようなフローで行います。

(1) 教育環境の改善に関する意見交換会・学習会

教育環境の改善に関する意見交換会・学習会について、まずは開催を希望する学校の保護者を対象に行います。そこで協議、検討する中で、統廃合への一定の方向性が示された場合には、さらに議論を深めます。このような過程を経た上で、地元からの要望を受け、資料15のフローに沿って地元説明会を開催します。



（2）学校統合検討協議会（仮称）

統合パターンごとに、PTA・自治会の代表や学校関係者などからなる検討協議会を平成21年度以降できるだけ速やかに設置していただき、将来を見据えた学校教育のあり方や、より良い教育環境とはどのようなものかについて議論し、統合の要・不要を含めて、当該地区の教育環境の整備について、地元としての方向性を示していただきます。

検討協議会に参画される方の選出については、地元に一任しますが、この協議会の設置の趣旨を十分にご理解いただき、その人選をお願いします。

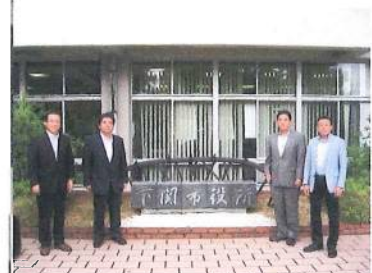
第3節 合意のあり方

昭和48年文部管理局通達（昭和48年9月27日付け、文初財第431号）により、「学校規模を重視する余り無理な学校統合を行い、地域住民等との間に紛争を生じたり、通学上著しい困難を招いたりすることは避けなければならない。また、小規模学校には教職員と児童・生徒との人間的ふれあいや個別指導の面でなお小規模校として在置し充実する方が好ましい場合もあることに留意すること」という考え方が示されています。

検討委員会の答申にも示されているように、第4章で述べた優先対象校については、活力ある学校づくり、より豊かな心を持ったたくましい児童・生徒を育てるという観点から、新たな学校教育環境づくりに着手することが必要であると考えています。保護者・地域の方々と十分に議論した上で、合意が得られた統合パターンについて、学校統合を進めることとします。

教育委員会として、合意形成のあり方については次のとおり提案しますが、一方で、地域の事情に応じて柔軟な対応もあると考えています。

- ①検討協議会において、統合の方向性を確認します。
- ②関係する小・中学校のPTA総会において、検討協議会の協議内容について報告・説明を行い、意向を確認します。
- ③関係する自治会の役員の方々に、検討協議会の協議内容、PTA総会の考え方・方針等について報告・説明を行います。
- ④各自治会においては、③の内容を会員に報告していただき、意見を集約していただきます。
- ⑤各地区の自治連合会において、学校統合の方向性が確認されます。
- ⑥各地区の自治連合会および各学校PTAから学校統廃合の要望書を市長と教育委員会あてに提出していただきます。



第4節 実施計画の策定

検討協議会は、関係する地元の合意が得られた後、開校準備協議会（仮称）（以下、「準備協議会」）に名称を変更し、統合の時期をはじめ次のような内容について協議を行い、実施計画の策定をお願いします。

（1）統合の時期

開校の年度を決めていただきます。

（2）通学路の安全確保

学校の統合によって通学路が変更となる場合、通学路の安全確保は保護者の最も気に掛ける点だと思えます。次のような点について、十分な議論をしていただきたいと思います。

①通学路の安全をどのように確保するか。

②通学距離が適正な通学距離を超える場合、公共交通機関などで対応が可能かどうか。これらが難しい場合については、スクールバスの導入、その具体的な運行ルートなどをどうするか。

（3）各学校で進められている学校運営など

学校の統合の対象となる学校間で連携して、教育課程の編成、教育方法、学校運営等の整合を図る必要があります。これまでの良い教育活動や伝統が、統合校では、さらに良いものとなるように十分な検討を加えていきます。また、将来を見据え、新しい教育カリキュラムや手法を導入することも、協議、検討をお願いします。

（4）校名など

それぞれの学校の歴史や伝統を十分に尊重し、それらが新しい学校に継承されるように配慮する必要があります。校名、校歌、校章等については、関係者の方々と十分協議し、双方の同意を得ながら、最終的に準備協議会において決定し、実施計画に盛り込んでいきます。

（5）廃校後の跡地利用

学校は、子どもたちの学び舎であるとともに、地域の公共施設でもあります。様々な地域活動の拠点としての役割を担う学校は、その地域の風土、生活環境にも深く関与し、多くの地域の方々に利用され、親しまれている施設です。

廃校後の学校施設や学校敷地について、どのように活用していくのか、地域の要望を実施計画の中に盛り込んでいきます。

その際、文部科学省がまとめている「廃校リニューアル50選」なども参考に、地域の活性化、地域振興に資する跡地利用について、検討していただきます。

（6）学校指定用品

学校の統合に当たり、新たな保護者負担が生じないようにしなければなりません。例えば、学校指定の体操服などは統合校においても使用できるように、実施計画の中で具体的な内容を検討していただきます。

第5節 学校の再編・統合において考慮すべきこと

実施計画の策定に当たって、教育委員会では関係部局と適宜、協議・連携しながら、児童・生徒の学習・生活の場としてふさわしい環境の整備・充実に努め、それぞれの地域にあった特色ある学校づくりを推進します。また、開かれた学校づくりを一層推進するとともに、地域と学校が連携・協議し「学校」を核とした地域づくりを一層推進するとともに、施策に反映させていただきたいと考えています。

なお、学校統合により、適正化を図る場合については、特に次の各項目について配慮します。

（1）教職員の配置、学級編制など

学校の統合による環境の変化に対し、児童・生徒の不安や動揺を最小限とするよう、関係校の学校関係者や教育委員会で協議を行い、統合までの間の交流や学校運営について十分な検討を行います。また、学校の統合においては、児童・生徒の学習面および心理面に配慮した体性づくりに努めます。具体的には、統合後の一定の期間について、よりきめ細かな指導が可能となるように、国・県へ教職員加配の働きかけを継続していくほか、市独自で非常勤の教職員の配置について検討します。

（2）ホームページなどによる情報の公開

適正規模・適正配置について、検討協議会などで話し合われた内容や進捗状況、保護者・地域の方々からいただいた意見・質問に対する回答を公開することにより、保護者や地域の方々が当該事業の取組について把握していただけるよう、ホームページなどによる情報の公開に努めます。

（3）安全で安心できる学校づくり

学校生活、通学時など、あらゆる面で子どもたちの安全確保を最重要課題として、学校適正規模・適正配置事業を進めます。学校の適正規模・適正配置を推進するに当たっては、統合後の学校規模や子どもたちの通学上の課題に配慮することはもちろん、子どもたちがスムーズに新たな教育環境に順応でき、新しい人間関係を構築できるよう、学校間の事前交流の実施や統合後の教職員の配置などについても十分に配慮しながら推進していきます。

また、子どもたちが、より充実した学校生活を送れるように環境を整え、学校の機能を高めていくためには、学校のソフト・ハード面での整備、充実も重要な要素となってきます。学校の適正規模・適正配置の推進に伴う新しい学校づくりに当たっては、安全で安心できる、子どもたちの学習の場としてふさわしい教育環境を創出することに努めます。

(4) 地域との連携・協働実施

子どもたちは、学校、家庭、そして地域が一緒になって守り育てていくものです。事業の推進に当たっては、地域コミュニティとの連携・協働を旨とし、保護者や地域の方々の考えが十分に反映されるように努めます。子どもたちの教育環境がより充実したものとなるように、十分協議を重ねていく必要があります。また、適正規模・適正配置に向けての協議を契機として、地域の協働体制づくりや新たなコミュニティ形成がスムーズに行われるような配慮を行っていきます。

(5) 学校跡地の有効利用

統廃合に伴う学校の跡地利用については、実施計画で示された内容を尊重し、施設の状況や地域の方々の意見を十分に考慮しながら、新しい地域づくり、まちづくりに貢献し得るような有効活用を検討します。

(まとめ)

下関市の面積（716.14km²）桑名市（136.61km²）桑名市がスッポリ入る面積で、統廃合計画にはかなりご苦労されていることがよく理解できました。説明を伺っていても小学校児童数（13人）や中学校生徒数（14人）のところが等あり、子どもの事を考えると統合は仕方がないとする地域もあれば、旧市内では統合になかなか賛成と叫ぶ地域もあるようでした。

統合についての様々なルール作りはされており、統合は【子どもの為に非常に重要】が良く理解できました。

通学路も統合では非常に重要なポイントの一つで道路整備やスクールバス、公共交通補助等説明会では市民との約束のようになっているようです。

地域ごとで、数回の説明会も実施されているようです。地域に皆さんが「子どもの為に統合も仕方がない。」と分かっていたらただの地道に説明会を実施しているようです。

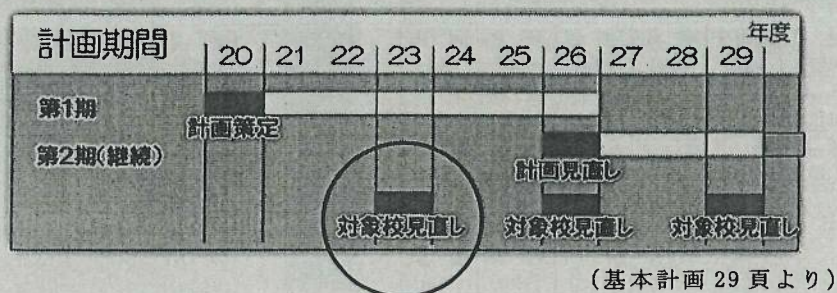
桑名市も現在、公立幼稚園再編統合計画がありますが、地道に説明会を開催し机上の判断ではなく現場をよく知っている地域の方達と十分話し合い、子ども優先の再編統合を成功してほしいと思います。

以上

下関市立学校適正規模・適正配置基本計画に係る検討対象校の見直しについて

1. 検討対象校の見直しについて

下関市立学校適正規模・適正配置基本計画（以下「基本計画」という。）では、検討対象校について、最新の推計値などを参考に3年目ごとに見直すこととしている。これに基づき、第1期計画期間の最終年度（平成26年度）時点の検討対象校の見直しを行うもの。



<基本計画上の検討対象校の範囲等>

小・中学校とも12学級以上24学級以下の適正規模に当てはまらない学校（蓋井小学校を除く。）。検討対象校のうち、次の学校を「優先対象校」として、学校統合により適正規模化を進めることとしている。

- 平成26年度推計で複式学級を有する小学校及び単学級となる学年を有する中学校
- 旧下関市中心部（彦島含む）に所在し平成26年度推計で6学級以下の小・中学校

2. 児童生徒数等の推計方法について

①児童生徒数の推計方法（特別支援学級を除く）

平成23年5月1日現在の校区別の幼児人口及び在籍児童生徒数を基に推計するものとし、中学校進学にあたっては、過去3年間の国立・私立中学校等への進学者数及び県外への進学者数の割合を加味し推計する。

②学級数の推計方法（特別支援学級を除く）

平成23年4月に小学校1年生の学級編制の標準を35人に引き下げ、35人以下学級を推進すること等を内容とする「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が成立するなど、現在、山口県内でも小・中学校の全学年で35人学級化が図られている。こうした実態を踏まえ、小学校1年生から中学校3年生まで全ての学年で1学級35人を基準に推計する。

3. 見直し結果について

《今回見直し結果》

小 学 校 (35人学級)										学級数		中 学 校 (35人学級)											
学 校 名 (児 童 数)										校数	校数	学 校 名 (生 徒 数)											
					蓋井 (0)	三豊 (0)	二見 (0)	3	0	0													
							粟野 (13)	1	2	0													
					吉母 (20)	殿居 (14)	神田(豊) (34)	田耕 (15)	4	3	1	内日 (14)											
								0	4	1	木屋川 (96)												
					吉田 (51)	内日 (37)	豊田中 (32)	室津 (49)	宇賀 (24)	角島 (30)	阿川 (30)	7	5	1	吉見 (111)								
養治 (162)	名池 (162)	王江 (122)	関西 (113)	神田 (97)	本村 (121)	王喜 (165)	岡枝 (110)	14	6	4	向洋 (181)	名陵 (121)	豊田 (138)	豊洋 (146)									
					榎崎 (80)	西市 (140)	豊田下 (87)	小串 (77)	神玉 (48)	滝部 (83)													
										誠意 (201)	1	7	2	文洋 (203)	豊北 (197)								
										桜山 (193)	吉見 (199)	豊東 (186)	3	8	1	菊川 (225)							
													0	9	3	玄洋 (232)	長成 (242)	夢が丘 (237)					
													0	10	0								
										小月 (290)	1	11	2	日新 (335)	安岡 (341)								
					向山 (338)	西山 (255)	江浦 (348)	角倉 (348)	向井 (292)	垢田 (347)	6	12	1	垢田 (362)									
										生野 (394)	川棚 (400)	2	13	0									
										王司 (396)	川中西 (429)	2	14	1	彦島 (445)								
												0	15	1	長府 (461)								
										文関 (459)	清末 (444)	2	16	1	山の田 (531)								
												0	17	0									
										長府 (513)		1	18	1	東部 (600)								
										一の宮 (554)		1	19	1	勝山 (632)								
												0	20	1	川中 (662)								
										川中 (630)	山の田 (636)	2	21	0									
												0	22	0									
												0	23	0									
												0	24	0									
										安岡 (722)	熊野 (742)	2	25	0									
											豊浦 (862)	1	26	0									
											勝山 (803)	1	27	0									
54校 515学級 12,897名 ※学級数は各学年35人学級として算定										54	計	22	22校 221学級 6,512名 ※学級数は各学年35人学級として算定										

《参考：見直し前》

小 学 校 (40人学級)								学級数		中 学 校 (35人学級)						
学 校 名 (児 童 数)								校数	校数	学 校 名 (生 徒 数)						
							蓋井 (0)	1	0	0						
								0	2	0						
吉母 (22)	殿居 (13)	三豊 (16)	二見 (15)	神田(豊) (34)	阿川 (21)	粟野 (25)	田耕 (13)	8	3	2	内日 (12)	豊田西 (29)				
							神玉 (38)	1	4	1	木屋川 (98)					
				内日 (37)	宇賀 (38)	豊田中 (32)	角島 (28)	4	5	2	吉見 (109)	豊田東 (112)				
誠意 (188)	名池 (158)	王江 (144)	関西 (102)	神田 (129)	本村 (152)	吉田 (56)	王喜 (157)	16	6	3	向洋 (189)	豊洋 (155)	名陵 (122)			
養治 (193)	岡枝 (109)	檜崎 (76)	西市 (138)	豊田下 (82)	室津 (52)	小串 (89)	滝部 (67)									
								0	7	2	豊北 (195)	文洋 (207)				
					桜山 (185)	豊東 (194)	吉見 (198)	3	8	2	菊川 (235)	長成 (231)				
								0	9	2	夢が丘 (241)	玄洋 (232)				
							向井 (257)	1	10	0						
							西山 (287)	1	11	0						
	小月 (301)	王司 (380)	向山 (366)	江浦 (356)	垢田 (380)	川棚 (368)		6	12	3	日新 (343)	安岡 (350)	垢田 (387)			
					角倉 (363)	生野 (410)		2	13	0						
					文関 (468)	川中西 (436)		2	14	2	長府 (441)	彦島 (453)				
								0	15	0						
							清末 (471)	1	16	0						
								0	17	0						
							長府 (538)	1	18	1	山の田 (546)					
							山の田 (605)	1	19	1	東部 (628)					
				熊野 (671)	一の宮 (665)	安岡 (682)		3	20	1	川中 (653)					
						川中 (665)		1	21	1	勝山 (663)					
								0	22	0						
							豊浦 (798)	1	23	0						
								0	24	0						
								0	25	0						
							勝山 (876)	1	26	0						
54校 483学級 13,140名 ※学級数は各学年40人学級として算定								54	計	23	23校 228学級 6,631名 ※学級数は各学年35人学級として算定					

検討対象校



検討対象校



適正規模校(許容範囲)

適正規模校(許容範囲)

検討対象校



<見直し結果の概要>

区分	学校規模	小学校	中学校	備考
検討対象校 (小規模)	1 1 学級以下	3 4 校 (3 5 校)	1 5 校 (1 4 校)	小)+小月、-西山、-向井 中)+日新、+安岡、豊田 2→1
適正規模校	1 2 ~ 2 4 学級	1 6 校 (1 8 校)	7 校 (9 校)	
検討対象校 (大規模)	2 5 学級以上	4 校 (1 校)	0 校 (0 校)	小)+豊浦、+安岡、+熊野
計		5 4 校 (5 4 校)	2 2 校 (2 3 校)	

※下段の括弧内は見直し前（平成 20 年度推計）の数値。

※中学校は豊田西中学校及び豊田東中学校の統合により学校数減。

4. 統合パターンの見直しについて

今回の検討対象校見直しにより、検討対象校（小規模）に小月小学校、日新中学校、安岡中学校の 3 校、検討対象校（大規模）に豊浦小学校など 3 校が加わったが、いずれも基本計画上の優先対象校には該当しないため、統合パターンの見直しまでは行わず、平成 26 年度の第 2 期計画に向けた基本計画見直しのなかで検討する。

<基本計画が示す統合パターン>



「下関市立学校適正規模・適正配置について」

- ・下関市立学校の適正規模・適正配置についての諮問にいたる経緯とその背景について

→ 本市は、平成17年2月に1市4町により市町合併を実施しています。近年、過疎化のみならず、都市部におけるドーナツ化も顕著となり、市内全域において小中学校の小規模化の課題を抱えていました。また、合併当時に旧豊浦町及び旧豊北町において中学校の統合が進捗していましたが、その他の地域では具体的な検討はされておらず、小中学校の適正規模・適正配置に関して、合併後の新市における全市的な取組みを図る必要がありました。

- ・諮問するに当たって、教育委員会、市長の考え方はどうであったか。

→ 小中学校の小規模化により、児童生徒の学習・生活の場としてふさわしい環境を整備し、教育効果の向上を図るために、教育委員会の職務権限として小中学校の適正規模・適正配置に取り組んだものです。

市長としては、具体的な実行計画(集中改革プラン)を策定し行政改革を推進しており、教育委員会が小中学校の適正規模・適正配置の取組を推進することについては肯定的でした。

なお、「まちづくり」という観点からの取組は行っておらず、市長部局と教育委員会との連携は特にありませんでした。

- ・検討委員会のメンバーの選任についての考え方

(1) 小中学校職員代表4名

→ 小中それぞれの校長会長に委員選出を打診し、それぞれ校長(管理者)及び教諭(担任者)の中から適任者を選出。

(2) P T A代表2名

→ 小中それぞれのP T A連合会に委員選出を打診し、それぞれ適任者を選出。結果として連合会長が就任。

(3) 自治会代表1名

→ 住民代表として連合自治会に委員選出を打診し、適任者を選出。結果として連合自治会長が就任。

各代表者は、それぞれの団体内の意見集約は、どのように行ったのか。

→ 各委員が所属する団体等において、意見集約の有無やその手法については、教育委員会から教示、調整等はありません。

学識経験者と下関市との関わりについて

→ 学識経験者のうち、相原委員（県立大学教授）及び佐々木司委員（山口大学助教授）については下関市との地域的な関係はありません。小田委員は合併前の豊田町の教育長として、佐々木正一委員は地元紙の編集員として下関市との深い関わりがありました。
(山口新聞)

・各学校と地域との関係について

桑名市は小学校の校区と地区（連合自治会）がほぼ同じです。

→ 一部の地域（旧下関市中心部）を除き、概ね自治連合会区域と小学校区は対応しています。

・市議会からの意見集約の方法について

→ 諮問から答申までの間において、常任委員会への報告は適宜行いましたが、意見集約という手段は経ておりません。

・答申と計画での相違点があるのか。

→ 主な相違点は次のとおりです。

○住民説明会を経て、計画では新たに検討対象校を「優先対象校」と「対象校」に区別した。

○住民説明会を経て、統合パターンは「優先対象校」に絞って示すこととした。

・計画策定は誰が行ったのか。

→ 答申を受けて、教育委員会における議決を経て教育委員会が策定しました。

・説明会での市民等の意見は

→ 主な意見は次のとおりです。

○小規模な学校ほど教師の目が行き届き、学校と家庭とのコミュニケーションがとりやすい。

○なぜ12学級以上が適正なのか理解できない。

○適正規模・適正配置といっても、子どもたちに小学校までの3～4キロを歩かせるのは酷だ。スクールバスの考案

○統廃合により部活動の選択肢は広がるが、時間的制約で十分な活動ができるのか。通学時間

○学校のない地域に若者は帰ってこない。周辺部の過疎化に拍車を掛けることとなる。

○はじめから統合ありきである。子どものためと言いながら、実は行革が目的ではないのか。

統廃合はありき

・見直しに至った経緯について

→ 基本計画では、計画期間を6年として、6年ごとの計画の見直しと3年ごとの検討対象校の見直しを定めていますので、定期的見直しとなります。

・市長・議会が果たす役割について

→ 学校の統廃合については、住民の反応が総論賛成、各論反対となる傾向があります。また、保護者の考えと地域住民の考えが一致しないことも見受けられます。こうした要因により計画が思うように進捗しない状況にあります。適正規模・適正配置を推進するに当たっては、市長（設置者）が政策方針を明示することが重要であると考えます。また、議会（議員）が各地域の実情について問題提起することは、地域における議論の活性化につながるものと考えます。

・面積が大きく通学路の安全性、地域の特性や地域のコミュニティとの関係、施設整備計画との整合性等、かなり、お悩みになったと思いますが、特に、統合が多かった地区「旧豊浦郡部」において、市民についてはどのような意見があったのですか。

→ 基本計画に記載された統廃合のパターンのうち、統廃合が実施されたのは旧豊田町の中学校の事例のみです。旧豊浦郡の旧町地域は過疎化が著しく、学校の統廃合により地域の核がなくなることや通学の安全性及び負担に関する不安の声が多い状況です。これらは、まちづくりや財政という教育行政以外の課題であり、議論が進捗しにくい要因の一つです。

・逆に、統合された地域の子育ての結束力等が生まれたのではないかとと思いますが、その辺はいかがですか。

→ 計画策定後、統廃合が実施されたのは1事例（平成24年4月）のみであり、地域の変化については判断できません。統合後のアンケートでは、生徒は比較的順応していますが、保護者は不安な気持ちが強かったと思われます。

・内日中学校と勝山中学校の統廃合では、通学路でかなり距離があります。自宅からバス停までの徒歩での距離は（最長）（最短）そのための交通安全対策整備等はありませんでしたか。

→ 内日中学校と勝山中学校の統廃合は、現時点で協議に至っていません。しかし、校区の広さから、通学に関する課題は最重要事項であると考えています。